

役員及び評議員の報酬等の支給の基準

学校法人 岩崎学園

役員及び評議員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人岩崎学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第60条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員及び評議員とは、法人において正規職員として勤務する者をいう。
- (3) 非常勤の役員及び評議員とは、常勤以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、退任慰労金その他の役員及び評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、役員及び評議員としての職務に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、退任慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬、退任慰労金
- (3) 評議員 報酬、退任慰労金を支給しない

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 常勤の役員に対する報酬及び退任慰労金 別表第1のとおりとする
- (2) 非常勤の役員に対する報酬及び退任慰労金 別表第2のとおりとする

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給方法については別表第3のとおりとする。

(費用)

第6条 常勤の役員及び評議員には、別に定める国内出張旅費規程に基づき、旅費を支給する。

2. 非常勤の役員及び評議員の理事会又は評議員会への出席に対する旅費については別表第4のとおりとする。
3. 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を別途支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、1円に切り上げるも

のとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第137条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、令和2年8月26日より施行する。

附 則 この規程は、令和7年4月1日より施行する。

別表第1（常勤の役員の報酬等）

報 酬	別に定める給与規程による
退任慰労金	別に定める退職金支給規程による

別表第2（非常勤の役員の報酬等）

報 酬	月額 100,000円
退任慰労金	最終報酬月額×役員在任年数×功績倍率

※上記在任年数は1か年単位とし、1年未満の端数があるときは月割りとする。

ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

※功績倍率は、理事会の承認を得て3.0倍の範囲内で倍率を決定する。

別表第3（役員に対する報酬等の支給方法）

報 酬	常勤の役員に対しては毎月25日、非常勤の役員に対しては毎月末に支給。 (ただし、支給日が祝祭日の場合は前営業日)
退任慰労金	原則として退任慰労金の決定後2か月以内に支給。

※報酬等の支給は、当該役員本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むこととする。

※報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び当該役員本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

別表第4（非常勤の役員及び評議員の費用（旅費））

横浜市内からの出席者	一律 10,000円
横浜市以外からの出席者	一律 20,000円